

令和3年度第3回向日市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

■日 時 令和3年10月1日（金）午前9時30分から11時30分まで

■場 所 向日市役所3階 第7会議室

■出席者

（委員） 山川肇会長、河野一武副会長、山本英毅委員、佐々木和隆委員
村上忠司委員、山口初美委員、西川也寸志委員、安田晴子委員
佐々木容子委員

（事務局） 林環境経済部長

木村環境政策課長、横山環境政策課主幹、天野環境政策課係長
内藤環境政策課主査

■傍聴者 1名

■配付資料

- ・次第
- ・資料1 一般廃棄物処理基本計画(素案)
- ・資料2 3R促進に係る施策(抜粋)
- ・資料3 公共施設での古紙類の処理について
- ・資料4 古紙回収ロードマップ
- ・資料5 前回の審議会における3R促進に係る施策の修正事項(抜粋)

■審議会次第

(1) 一般廃棄物処理基本計画(素案)について

(主な説明内容)

- ・前回の審議会では数値目標と3R促進に係る施策を中心にご審議頂いた。本日本日お配りした資料は、前回の審議会委員の皆様から伺ったご意見を踏まえ、修正したものである。
- ・資料2は、資料1の75ページ第7章3R促進に係る施策を抜粋したもの、そして資料5は前回の審議会における修正事項を抜粋したものである。
- ・資料3は公共施設での古紙類の排出状況を集計したものである。市役所、東向日別館、市民体育館、老人福祉センター、図書館では概ね資源化しているが、公民館、学校、保育所では焼却処分している状況であった。
- ・資料4の古紙回収ロードマップについては、集団回収助成金制度と公共施設及び事業所における拠点回収の3つの施策を中心に古紙回収を実施したいと考えている。

会 長：前回の宿題であった資料3、公共施設での古紙類の処理について意見あるか。

委 員：多くの公共施設で古紙を焼却処分しているようだが、量を把握しているか。

事務局：把握できていない。

会 長：まずは公共施設から排出される古紙類の資源化に努めて下さい。

委 員：資料1の計画素案について改正点はあるか。

事務局：大きくは2点ある。

資料1の70ページ、第6章の第3節数値目標にある最終処分量削減目標において、前回提示した28.3%削減から今回は24.9%削減と改正した。これは、再計算を行った結果である。

もう一点、資料6の古紙の回収において、年次の回収量を先ほど説明した古紙のロードマップに合わせた数値に置き換えている。

あとは、誤字の修正を行っている。

会 長：それでは、資料2の議論に移る。

皆さんからご意見を頂くのは本日が最後になる。今後のスケジュールであるが、本日の意見を踏まえて修正し、皆さんに再度確認頂いたものを答申としたい。

会 長：資料2の1ページ、3R促進のための共通施策について意見あるか。

委 員：6段目のインターネットによる粗大ごみ回収受付の計画があるのか。

事務局：来年度予算として計上する計画である。

会 長：スマホのアプリや市のホームページなどから申請できるなど、できる限り便利なものにして欲しい。

会 長：資料2の2ページについて意見あるか。

委 員：これから、超高齢化社会を迎えるが、年を重ねると分別ステーションや拠点での資源ごみの排出が難しくなるなど様々な問題が生じると思う。こういった問題の解決方法を施策に加えるべきではないか。

会 長：市の役割として、高齢者に対する配慮について検討しますといった施策を追記する。

委員：事業者の役割の２段目、廃棄物減量計画書の作成と実行は法律で定められているか。

事務局：向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の第１６条において、事業用大規模建築物の所有者の減量義務を定めている。

委員：事業用大規模建築物とはどういったものか。

事務局：事業用に供する建築物の床面積が３，０００平方メートル以上、学校の場合は床面積が８，０００平方メートル以上、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗が該当する。市内には２６箇所ある。

会長：資料２の３ページ、２Ｒの食品ロスについて意見あるか。

委員：市民の役割の１段目の消費期限に加え、食品の賞味期限についての情報発信を行うべきである。

会長：３ページの１段目の「食品ロスに関する情報について」を「賞味期限や食品の保存期間、その他食品ロスに関する情報について」と改める。

委員：市民の役割の１段目に消費期限の関する施策があるが、賞味期限に関する施策も必要ではないか

会長：賞味期限、消費期限の意味をしっかりと理解し適切に食品を購入するといった内容に改める。

食品ロス削減計画の作成時に他市の賞味期限、消費期限に関する取り組みを参考にしてもらいたい。

委員：３０１０運動、フードバンク、賞味期限、消費期限など説明が必要な単語が存在する。表の下段に注釈として明記するべきである。

１段目の「消費期限内に食べきれない量の食品・食材を購入しません。」から「食べきれない量の食品・食材を購入しません。」に改めてはどうか。

会長：注釈として明記する。また、１段目を修正する。

会長：資料２の４ページ、２Ｒのその他について意見あるか。

事業者の役割の１段目に「積極的にごみ減量推進協力店に参加します。」という施策を追記する。

委員：３Ｒ促進するため市民の役割をまとめたパンフレットを新しく作れないか。

事務局：今後、今回の計画を盛り込んだごみ出しルールブック「ごみ減量のしおり」を作成する予定である。その中に組み入れていきたい。

会 長：4 ページにあるワンウェイ容器を使い捨て容器に修正する。

会 長：資料2の5 ページ、リサイクル(古紙)について意見あるか。

委 員：回収が可能な古紙の品目も情報提供するべきである。

会 長：5 ページの2 段目、「古紙回収を実施している業者や回収が可能な品目について
情報提供します。」と修正する。

委 員：古紙に加えて古繊維の情報も加えるべきである。

会 長：4 ページの2 R(その他)の市の役割の3 段目に「古繊維などを回収している店舗
などの情報発信を行います。」を追記する。

会 長：資料2の6 ページ、リサイクル(プラスチック)について意見あるか。

委 員：4 ページの市民の役割の3 段目には削減のことが、6 ページに明記されている2
つの市民の役割にはリサイクルのことが明記されている。重要度の高さが分か
りづらいように思う。

会 長：6 ページの市民の役割に明記されている「プラスチック」を「発生抑制できな
かったプラスチック」に修正する。

委 員：資源物回収ステーションでプラスチックを回収できないか。

事務局：場所に限りがあり難しい。

会 長：拠点と分別ステーションの用語説明を加える。

会 長：資料2の7 ページ、リサイクル(その他の資源化)について意見あるか。

会 長：現在、小型家電の回収方法はどうか。

事務局：環境省認定事業者であるリネットジャパンが宅配便を利用した回収を行って
いる。市では、50センチメートル以下の小型家電を分別ステーションで回収して
いる。

会 長：分別ステーションで回収した小型家電のリサイクル方法はどうか。

副会長：プラスチックは焼却処分しているが、鉄やアルミを資源として回収している。

委 員：小型家電の用語説明が必要である。

会 長：小型家電の用語説明を加える。

委員：2ページ市の役割の5段目、「ごみの排出量に応じた負担の公平性やごみの減量効果など有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究をしていきます。」の内容がわかりづらい。

会長：「ごみ有料化のメリット・デメリットについて先進都市の状況を調査・研究をしていきます。」に改める。

会長：この計画素案が審議会としての答申になる。全体をとおして意見あるか。

会長：資料4の古紙回収ロードマップは、計画に記載するか。

委員：計画の資料編に記載してはどうか。

事務局：この資料の数値は暫定的なものなので、審議会資料として取り扱いたい。

会長：今後、審議会に進捗状況の報告を行う際の資料として取り扱うこととする。毎年の実績を踏まえ5年後の計画改定時にはロードマップを掲載することとする。

会長：他に意見がないようなら、これで審議を終わりたい。

審議会としての答申は、この計画案としたい。

本日、皆様からいただいたご意見を踏まえて修正し、再度委員の皆様を確認をしていただいた上、市長に答申することについては私に一任いただくことでよいか。

委員：異議なし

会長：他に意見等があれば概ね1週間後までに事務局に申し出てもらいたい。

(2) その他

指定袋制度導入に関する進捗状況について

- ・指定ごみ袋に関する説明会は11月9日に上植野公民館で、10日に物集女公民館で、11日に鶏冠井公民館で実施する。広報11月号で案内する。
- ・チラシとサンプル袋の各戸配布を11月上旬に実施する。

事務局：本日、委員の皆様から頂いた意見を踏まえ10月下旬頃までに計画案を修正したい。その後1週間程度で委員の皆様を確認頂き、11月上旬を目処に会長から市長への答申をお願いしたい。

その後、11月上旬から12月上旬の1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、パブリックコメントを反映したものを計画原案としたい。計画原案の確認のため12月下旬頃に次回の審議会を開催したいと考えている。

日程が決まり次第お知らせする。